

(写)

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月18日

龍ヶ崎市長 中山 一生

龍ヶ崎市条例第30号

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年龍ヶ崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。